

# 会員規程

公益財団法人国際平和機構

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際平和機構（以下「本財団」という。）の会員に関し、必要な事項を定め、会員の資格及び地位を明確にすることを目的とする。

## (会員制度)

第2条 本財団は、本財団の事業に賛同し、これを支援し参画する個人、団体または法人を会員として登録する。

## (会員の種別)

第3条 会員は、次のとおりの区分とする

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員
- (3) 法人会員

## (入会手続)

第4条 会員になろうとする個人、団体、法人は入会申込書に必要事項を記入して申し込み、入会の意思を本財団に伝え、所定の会費を支払うことにより会員資格を得ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長の判断によって入会を留保する場合がある。

## (会員の継続)

第5条 会員資格の継続を希望する者は、年会費を本財団に納入することによって会員資格を継続することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長の判断によって入会を留保する場合がある。

## (年会費)

第6条 会員の年会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 年会費 30,000円
- (2) 団体会員 年会費 100,000円
- (3) 法人会員 年会費 100,000円

## (年会費の用途)

第7条 前条の年会費は、その50%を超える金額を公益目的事業費に使用するものとする。

(退会)

第 8 条 各種会員は、本財団に対して退会の意思を表明することによって退会することができる。ただし、既に納入した年会費の返却は行わない。

(除名)

第 9 条 各種会員が、本財団の信用、名誉を傷つけたときは、本財団はその会員を除名することができる。その際、年会費の有効期間中であっても年会費の返却は行わない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めのない会員に関する必要な事項は、理事長が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

(附則)

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。